

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

証 拠 説 明 書

2014(平成26)年6月3日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁 護 士 谷 次 郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲99	原子力規制委員会 の組織理念	写 平成25 年1月9 日	原子力規 制委員会	原子力規制委員会が、組織理念 のなかで「福島原子力発電所事 故の教訓に学び、二度とこのよ うな事故を起こさないために、…設 置された」とうたっている事実	
甲100 の1	平成26年4月3 0日にあった原子 力規制庁等政府機 関と市民団体との 交渉のなかで、本 件の被告指定代 理人でもある布田洋 史・安全規制管理 官付管理官補佐の 発言 テープおこ し	写 2014.06.0 3	原告ら訴 訟復代理 人	平成26年4月30日にあった 原子力規制庁等政府機関と市民 団体との交渉のなかで、本件の 被告指定代理人でもある布田洋 史・安全規制管理官付管理官補 佐が「個々の事態では今、1F 事故のような汚染水の関係につ いては、規制基準の中では対応 を求めておらないと理解してい ますので、我々としては、規制 基準のもとで審査を続けていく ということです。」との発言を した事実。	
甲100 の2	D V D 撮影年月日：2014年4月30日 撮影対象：原子力規制庁等と市民団体の交 渉				
甲101	大飯3号炉及び4 号炉重大事故等の 発生及び拡大の防 止に必要な手順 書・体制・教育の 整備について 補 足説明資料(表 紙、目次、2-117 頁)	写 平成26年 2月	関西電力	関西電力が、工場外への放射性 物質の拡散を抑制するための手 順等として、「大容量ポンプに より海水を放水砲を用いて建屋 の損傷箇所に放水する手順、海 洋への汚染水の拡散の抑制を図 るため、取水口および放水口に シルトフェンスを設置する手順 をSA所達に整備している。」 としている事実	
甲102	大飯3・4号機設 置変更許可申請書 添付書類十(第6 章 10-6-17頁)	写 2013.7. 8	関西電力	大飯3・4号機で重大事故が起 こり、溶融炉心全部が格納容器 内に出た場合に、放射能の海洋 への流出をシルトフェンスに よって防ぐという方法が記述さ れている事実	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲103	实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の解釈(表紙、目次、23頁)	写 平成25年6月19日	原子力規制委員会	「溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止」として、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉压力容器へ注水する手順等を整備すること。との解釈が示されている事実	
甲104	第9回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合議事録(表紙、1~3頁、15~28頁)	写 2013年8月15日	原子力規制委員会	2013年8月15日の玄海原発3号機、4号機に関する審査会合で、九州電力も、玄海原発3号機、4号機で想定される重大事故シナリオについて、相手方と同様の対策を示したが、規制委員会側は、炉内冷却をすぐにあきらめる方式に対して強い懸念を示したうえで、設備を整えるべきだという意見が述べられた事実。	
甲105	第26回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料3-2 大飯3号炉及び4号炉重大事故等に対する対策の有効性評価の補足説明(表紙、目次、44-1頁)	写 2013年10月1日	関西電力	関西電力が規制委員会に対して「炉心損傷前後における恒設代替低圧注水ポンプの注入先について」として、炉心損傷を判断した時点以降は、・・・格納容器損傷防止のため、格納容器への注入(原子炉下部キャビティ室への水張り)に切り替えるとしている事実	
甲106	第10回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合議事録(表紙、1~3頁、21頁)	写 2013年8月20日	原子力規制委員会	北海道電力の泊3号に関する審査会合で、原子力規制庁の天野直樹課長補佐が、「51条の解釈では、接続する建屋内の流路をあらかじめ施設することというふうになってございまして、建屋内については事前の接続が求められております。」と述べた事実。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲107	第38回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 資料1-3(1頁)	写 2013年10月29日	北海道電力	北海道電力泊原発3号機に対する規制委員会の要求は、「下部キャビティへの水張りについて、51条の解釈では流路を予め敷設することを求めている。ラインナップまで準備しておくことが要求であるため対応すること」というものであり、北海道電力はこれを受けて設備の新設を回答している事実。	
甲108	第38回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 資料1-4 泊発電所3号機 重大事故等対策有効性評価 操作および作業の成立性評価説明資料(第26回審査会合 改定版)(表紙、目次、20~28頁)	写 2013年10月29日	北海道電力		
甲109	第57回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 資料3-1 伊方発電所3号炉指摘事項に対する回答一覧表(1頁、14頁)	写 2013年12月12日	四国電力	四国電力も、伊方原発3号機に関し、連通管などの設備をつくる回答をしている事実。	
甲110	第57回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 資料3-2-1 伊方発電所3号炉有効性評価 説明資料(重大事故等)(表紙、5頁)	写 2013年12月12日	四国電力		
甲111	第50回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 資料3-2-2 伊方発電所3号炉有効性評価 補足説明資料(重大事故等)(表紙、-1~-12頁)	写 2013年11月21日	四国電力		

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲112	第26回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 資料3-2 大飯3号炉及び4号炉重大事故等に対する対策の有効性評価の補足説明 (表紙、46-1~46-4頁)	写 2013年10月1日	関西電力	関西電力が、本件原発について原子炉格納容器の下部に注水するための設備を設けるのではなく、壁伝い等の現状設備のままの申請書を提出している事実。	
甲113	第32回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 資料1-2 大飯3号炉及び4号炉重大事故等に対する対策の有効性評価の補足説明 (表紙、目次、46-1~46-4頁)	写 2013年10月15日	関西電力	関西電力が、2013年10月15日の審査会合でも、甲112、46-1~46-4頁と全く同じ図を提出した事実。	
甲114	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド	写 平成25年6月19日	原子力規制委員会	「将来活動する可能性のある断層等」が重要な安全機能を有する施設の近傍にある場合は、地殻の広域的な隆起、沈降等を含めて照査されていること、局所的な基礎地盤変形も含めて、支持地盤の傾斜や撓みについて安全側に評価しなければならないことが定められている事実。	
甲115	判決	写 平成26年5月21日	福井地方裁判所	福井地方裁判所が、本件大飯3、4号機に関連する事件の判決で、関西電力の破砕帯の走行状況についての調査能力の欠如や調査の杜撰さを指摘した事実	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲116	原子力規制委員会 大飯発電所敷地内 破砕帯の調査に関 する有識者会合 ピア・レビュー会 合 議事録(表 紙、1頁、43～45 頁、50～51頁)	写 平成25 年12月 27日	原子力規 制委員会	有識者会合のピア・レビューに おいて、レビュアーの一人であ る吉岡敏和氏から、台場浜トレ ンチ内の破砕帯が非常用取水路 に近い方向に連続している可能 性があり、そのことが検討され ていない旨の問題提起があった 事実及び島崎邦彦委員長代理、 石渡明ピアレビュー座長が吉岡 氏の指摘を検討する旨発言した 事実。	
甲117	新規制基準適合性 審査の状況につい て(原子炉設置変 更許可関係)	写 平成26年 3月13日	原子力規 制庁	平成25年度第46回原子力規制委 員会において、原子力規制委員 会から本件大飯3・4号機にか かる新規制基準適合性審査の状 況について、「敷地内の破砕 帯」の問題については審議中の 課題として説明がなかった事 実。	